会議結果報告書

1　会議名	ごみ処理に関する課題についての意見交換会（東海岸南一丁目自治会）
2　日時	平成 30 年 7 月 22 日（日）10：00～11：00
3　場所	福祉会館
4　出席者	（資源循環課）森岡担当主査、下舞主任 （環境事業センター）加茂主任、鈴木主事、田中（東）技能労務統括主査 （東海岸南一丁目自治会）参加人数：20 人
5　内容	本市のごみ処理に関する課題について意見交換会を実施した。会議の主な質問と意見は次のとおりであった。 ●以前、寒川広域リサイクルセンターの施設見学を行った。その時に、汚れ具合が判断しにくいプラスチック製容器包装類は、燃やせるごみに出すように指導された。今回の説明で「資源化可能なプラスチック製容器包装類」が８．８％ある、と記載があったが、それは汚れているプラスチック製容器包装類のことではないか。 →洗っても汚れが落ちないプラスチック容器包装類は、燃やせるごみに出すルールである。グラフの「資源化可能なプラスチック製容器包装類」は、きれいなプラスチック製容器包装類を指している。 ●ごみか資源物かを判断するときに「プラマーク」にこだわる必要はないのか。 →「プラマーク」があるものは、プラスチック製容器包装類に分類される。 ●家庭ごみ有料化を検討している場合、ごみ処理施設の整備費は、減価償却をするべきではないのか。 →行政において、減価償却の概念がないのが現状である。しかし、基金はあるので、仮に、家庭ごみ有料化になった場合は、基金として積み立てることができると考えている。 ●戸別収集のデメリットに「コミュニティの希薄化」と記載があるが、実際は集積場所の問題で、住民間に亀裂が入っている状況である。戸別収集を実施すれば、それらの問題を解決できるので、デメリットではなくメリットになると思う。 ●野球場付近にカラスが大勢いる。市のカラス対策はどうなっているのか。市は集積場所をカラスに荒らされている事を認識しているのか。 →市は、集積場所の鳥獣被害を認識している。環境保全課で雛の駆除を行っているが、抜本的な対策を打ち出せない状況である。 ●中海岸の一部地域で、戸別収集を行っている。行政サービスが異なるのはおかしいのではないか。 →市で戸別収集は行っていない。しかし、集積場所を利用する世帯が、以前は８世帯以上であったが、世帯数が減っていき、８世帯以下になっている集積場所はある。

	●ごみの集積場所は、市民から申請をするのか。 →ごみの集積場所は自治会長の承認を得て、市民もしくは自治会長が申請する。燃やせるごみと燃やせないごみは、８世帯以上で集積場所の申請を受け付けている。資源物は３０世帯以上である。 ●１世帯の集積場所は許可を出していない、と言われるが、実際は収集しているので、ルールと実態が乖離している状態ではないか。昔から住んでいる人には既得権がある。みんなが平等になる回収方法を検討してほしい。 ●課題解決に向けた取り組みについて、「リサイクルショップやフリーマーケットを利用する」と記載があるが、どこで物を購入するかは自由だと思う。表現方法に問題はないか。 →「もったいない」を皆様に意識して欲しいために記載した。表現方法は、今後検討する。 ●家庭ごみ有料化で得られる、約２億円の収入はどうなるのか。何に使うのか。 →現在、検討中である。最終処分場が使えなくなるので、灰の再資源化等に、収入の一部を使うことを検討している。 ●平成４５年度までだと約３０億円貯まるが、その使途を明確にする必要がある。 ●不法投棄や集積場所の管理、監視は誰が行うのか。環境指導員が行うのか。 →現段階では、具体的な内容を決めていない状況である。今でも、不法投棄の監視については、他自治体を参考に行政が実施している。 ●自治会員以外の不法投棄が多い。集合住宅の監視などは、住民はやりたがらない。 ●集合住宅の集積場所の問題がある。集合住宅の所有者に対する指導をお願いしたい。 ●家庭ごみ有料化を実施すると、どの程度の収入になるのか。 →参考資料にある通り、大和市をベースに試算した場合には約２億円の収入になると試算している。 ●家庭ごみ有料化と戸別収集はセットで実施するべきである。 →市は、ごみ減量化を目指しており、その減量化の対策として、家庭ごみ有料化と戸別収集の施策がある。別々の施策であり、併用施策という位置付けである。 ●プラスチック製容器包装類は有料になるのか →現在、どの品目を有料化にするか検討中である。他自治体において、燃やせるごみと燃やせないごみを有料化としている自治体が多い。 ●指定袋以外でごみを出されたら、どうなるのか。他自治体の状況はどうなっている

	のか。 →他自治体の場合、家庭ごみ有料化の導入時において、指定袋以外でごみを出されてしまう事例があった。指定袋以外を収集した場合は、不公平が生じてしまうが、生ごみは害虫等の衛生的な問題があるので、最終的には、収集したということを聞いている。それを防ぐ為に、周知期間の啓発活動が重要であると考えている。 ●不法投棄は罪に問えるのか。 →集積場所にごみを出されたら不適正排出として処理される。集積場所以外にごみを出された場合、法理や条例により罪に問うことができる。 ●剪定枝も有料になるのか。 →剪定枝は資源化を検討中であり、有料化の対象外になると想定される。藤沢市の場合、剪定枝やオムツ、地域清掃によって集められたごみは有料化の対象外になっている。 以上